

Total assist 住まいの保険 費用補償等のご案内

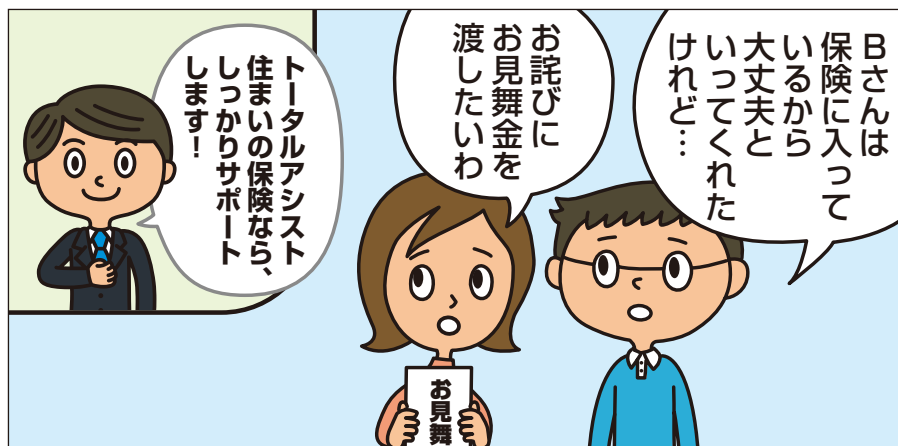
住まい

火災等の事故が起きると、思わぬ出費がかさむものです。

「トータルアシスト住まいの保険」は、お住まいや家財の損害額だけでなく、

復旧に必要な修理費や、その他様々な費用についても補償されますので、安心です。

(このチラシは、「トータルアシスト住まいの保険」の費用補償等の概要を記載したものです。)



お住まいや家財が損害を受けた時、元どおりに修復す



補償の品質で選ぶなら 「トータルアシスト住まいの保険」

トータルアシスト住まいの保険では、
修理費はもちろん、修理費以外の様々な費用も
まとめて補償します！



予想以上に色

魅力
1

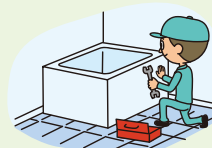
お住まいや家財の損害額だけでなく、 「復旧に必要な修理費」を お支払いします！

「復旧に必要な修理費」とは…
損害部分を修理し復旧するために、直接損害を受けていない部分にも費用を要する場合があります。
そのような費用も損害保険金としてお支払いします。

例	損害を受けた浴槽の交換のために、損害を受けていない配管も交換する必要があるケース
	火災発生後、壁(損害部分の周辺の壁を含む)等に付着した臭い*1を取り除くケース *1 臭いが通常の生活に支障をきたし、許容限度を超えている場合。
	損害を受けた床を張り替えるために、損害を受けていない壁紙も一度はがして張り替える必要があるケース

※損害の状況により、補償の対象範囲は異なります。

損害を受けた浴槽の交換のために、
損害を受けていない配管も交換する
必要があると言われた！



火災が発生した際に
壁に付着した臭いを
取り除きたい！

復旧に必要な
修理費

修理費
(損害保

修理と
かかわ

魅力
2

広域災害時等も迅速な 保険金のお支払いを行います！

同一の修理見積書に記載されることの多い下記の「修理と密接にかかわる費用」を、損害保険金として「復旧に必要な修理費」とまとめてお支払いすることで、広域災害時等にも、迅速な保険金のお支払いを行います！

- ①「残存物取片づけ費用」
- ②「仮修理費用」
- ③「損害範囲確定費用」

また、上記①～③の費用を含めた損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超えた場合でも*2、「支払限度額(保険金額)×2倍」*3まで補償します！

*2 損害保険金から上記①～③の費用を除いた金額は、支払限度額(保険金額)を上限とします。

*3 「修理付帯費用保険金」、「損害拡大防止費用保険金」および「請求権の保全・行使手続費用保険金」も含めて「支払限度額(保険金額)×2倍」が限度となります。

残存物取片づけ費用をお支払いします！

損害を受けた建物や家財を取りこわしたり、残存物を片づけるための費用をお支払いします。

例	火事で燃えた建物の燃えかすや燃え残りを片づける必要があるケース
---	---------------------------------



火事で燃えた
建物の燃え残りを
片づけたい！

仮修理費用をお支払いします！

火災や爆発、風災等の災害によって屋根や窓、ドア等が破損し、早急に修理する必要がある場合の仮修理費用をお支払いします。

例	屋根に開いた穴を一時的にブルーシートで覆う応急処置を行う必要があるケース
---	--------------------------------------

損害

修理
要な

例

るには、様々な費用がかかります。

様々な出費が...



自宅が火事になり、お隣にも被害が...お詫びをしたい!



調理中に火災が起きた! 火が広がる前に消火器で消火した。

修理に伴う様々な費用 (費用保険金)



水道管が凍結して破裂してしまった!

接する費用

密接にる費用



台風で物が飛んできて、屋根に穴が開いた!

害範囲確定費用をお支払いします!

型に際し、損害の範囲を確定するために必ず調査費用をお支払いします。

水道管破裂による水濡れ範囲を確定するために、屋根裏の調査が必要なケース

魅力 3

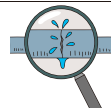
修理費以外の様々な費用も補償します!

損害部分の修理に伴い、様々な費用がかかります。住まいの保険ではそれらを費用保険金としてお支払いします。

修理付帯費用保険金をお支払いします!

損害原因調査費用

損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用をお支払いします。



例

床下で水漏れ(漏水)が起きた際、漏水箇所を調査し特定する必要があるケース

※損害原因調査費用の他、「試運転費用」、「仮設物設置費用」および「残業勤務・深夜勤務などの費用」を修理付帯費用保険金としてお支払いします。

失火見舞費用保険金をお支払いします!

保険の対象から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者へのお見舞い費用をお支払いします。

例

自宅で火事が起きた際、隣の家の外壁に損害を与えてしまった。賠償責任は負わないものの、お見舞い費用を支払うケース

※1事故1被災世帯あたり50万円をお支払いします。ただし、支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。

損害拡大防止費用保険金をお支払いします!

消火に使った消火薬剤等の再取得費用、消火に使った際に損傷した物の修理費用または再取得費用等をお支払いします。

例

自宅で火災が起きた際の消火活動で、自宅に常備していた消火器内の消火薬剤を使い切ってしまったため、消火薬剤を買いなおす必要があるケース

※「火災、落雷、破裂・爆発」による事故が生じた場合に限りです。

水道管凍結修理費用保険金をお支払いします!

建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用をお支払いします。

※1事故あたり10万円を限度とします。

水災初期費用保険金をお支払いします!

保険の対象が水災による損害(床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)を受け、保険金が支払われる場合に、当座の生活資金として1事故あたり10万円をお支払いします(水災初期費用補償特約がセットされている場合に限りです。)

※上記費用の他、「請求権の保全・行使手続費用保険金」および「地震火災費用保険金」についても、補償の対象となります。

※「修理付帯費用保険金」、「損害拡大防止費用保険金」および「請求権の保全・行使手続費用保険金」の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。)

オプション

臨時費用補償特約



事故*4によって損害保険金が支払われる場合に必要となる、修理期間中のホテル宿泊費や引越しの費用等の様々な費用を臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。

ただし、1事故あたり保険の対象ごとに支払限度額(保険金額)の10%または100万円のいずれか低い額が限度となります。

*4 保険の対象が、家財等の動産である場合には、「通貨等または預貯金証書の盗難」や「破損等」による事故は除きます。



ご存知ですか？ いざ事故が起きた際にかかる費用

ここでは、どれくらいの保険金をお支払いするのか、具体例をあげてご説明いたします。
この機会にご自宅の火災保険をチェックしてみたいはいかがでしょうか。



※下表のケースは下記の契約内容を前提とした事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

火災事故発生！！災害が起きた時に必要となる費用は…

内容			出費(例)	トータルアシスト住まいの保険 保険金支払額	補償の有無 チェック欄
①	修理費	お住まいの建物の損害額	1,550万円	1,550万円	✓
②		損害部分を修理するために直接損害を受けていない部分に要した費用	120万円	120万円	✓
③	損害保険金 *1*2	残存物 取片づけ費用	200万円	200万円	免責金額(自己負担額)を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします
④		仮修理費用	100万円	100万円	
⑤		損害範囲 確定費用	80万円	80万円	
⑥	修理付帯費用保険金*2	復旧工事に伴う 残業勤務・深夜勤務等の費用	80万円	80万円	⑥、⑦の合計額を損害保険金と同額を限度としてお支払いします
⑦	損害拡大防止費用保険金*2	消火器内の 消火薬剤のつめかえ費用	2万円	2万円	
⑧	失火見舞費用保険金	両隣(2世帯)に類焼した場合の 失火見舞費用	100万円	100万円	被災世帯数×50万円(1事故について、支払限度額(保険金額)×20%が限度)をお支払いします
⑨	臨時費用補償特約 (オプション)	修理期間中のホテル宿泊費、 引越しに必要な費用	95万円	100万円	一律損害保険金の10%(ただし、保険の対象ごとに支払限度額(保険金額)の10%または100万円のいずれか低い額が限度)をお支払いします
			出費総額 2,327万円	補償金額 2,332万円	

*1 「残存物取片づけ費用」、「仮修理費用」および「損害範囲確定費用」を含めた損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超えた場合でも、「支払限度額(保険金額)×2倍」まで補償します。

【損害保険金 ①～⑤】

③ 残存物取片づけ費用 ④ 仮修理費用 ⑤ 損害範囲確定費用



*2 「損害保険金」、「修理付帯費用保険金」、「損害拡大防止費用保険金」および「請求権の保全・行使手続費用保険金」の合計額は、「支払限度額(保険金額)×2倍」が限度となります。ただし、「損害保険金」から上記③～⑤の費用を除いた金額は、支払限度額(保険金額)が限度となります。

前提条件(例)

保険の対象：建物(H構造・支払限度額(保険金額)2,000万円)
補償内容：充実タイプ*3/免責金額(自己負担額)0円/臨時費用補償特約セット
損害の内容：火災事故により、1,550万円の建物損害が生じた。

*3 充実タイプは、「火災リスク、風災リスク、水災リスク、盗難・水濡れ等リスク、破損等リスク」を補償する契約タイプです。

●建物を保険の対象とするご契約には、「建物の復旧に関する特約」を自動的にセットします。建物に生じた損害について、損害を被った日の翌日から起算して3年以内に、「事故発生直前の状態」に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することをお約束いただき、東京海上日動が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします(損傷状況や修理内容によっては対応できないことがあります。)

●ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動までご請求ください。「ご契約のしおり(約款)」は、ホームページでもご確認いただけます。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

0120-691-300

受付時間: 平日・土日祝 午前9時～午後6時

(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp